

日本地域福祉学会入会のご案内

1. 日本地域福祉学会に入会を希望される方は、前もって「日本地域福祉学会規約」（ホームページ <http://jracd.jp>/参照）をご一読ください。
2. 入会には、本学会員2名の推薦が必要です。推薦人の方に署名、捺印および会員番号記入を忘れずにお願ひしてください。
(なお、推薦人を得ることが困難な場合、入会希望者の居住する地方部会の委員などの紹介もできますので、ご希望の方は、その旨事務局までご連絡ください。)
3. 入会申込書を、次の要領に沿って記入し、署名、忘れずにご捺印の上、日本地域福祉学会事務局宛にお送りください。
 - (1) 申込書にご記入いただいたデータは、各種学会活動面での活用していくために、そのまま学会事務局における会員管理用データベース用にコンピュータ入力されます。入力の際の読み間違いを防ぐためにも、できるだけ読みやすく、楷書でご記入ください。
なお、いわゆる「会員名簿」（選挙管理用として3年に一度作成・配布）への記載内容は、『会員番号』、『氏名』、『フリガナ』、『勤務・所属先名/所在地/電話番号/FAX番号/Eメールアドレス』、『自宅住所/電話番号/FAX番号/Eメールアドレス』のみにとどめられ、その他の事項は記載されません。
 - (2) 学歴については、最終学校名、卒業年（西暦）を記入してください。大学院在籍中の方は、研究科名、専攻名まで記入してください。
(なお、本学会は原則として大学卒を入会の基本要件としており、これに満たない場合、入会希望者の履歴書および研究・実践報告書類の提出を求め、個別審議を行うことに定められております。予めご了承ください。)
 - (3) 所属機関の名称については、教育機関（大学および短期大学）の場合は学部、学科まで記入してください。社会福祉機関および社会福祉施設の場合は部、課、係名まで記入してください。
 - (4) 研究者番号は、大学および研究機関に所属し、専任教員として勤務している場合は、必ず記載してください（研究者番号の確認については、所属機関にお問い合わせください）。
 - (5) 現在の研究テーマおよび業績については、可能な限り詳細に記入してください。
 - (6) 入会後の連絡先（本学会からの各種案内などの送付先）については、原則として自宅になっていますが、変更が必要であれば勤務先を選択・指定することも可能です。その場合には勤務先の項名を○で囲んで示してください。
4. 入会審査および承認について
本学会への入会は、理事会による審査を経て承認されることになっています。（規約第5条）
理事会は年3回開催されることになっており、申込書受領後、直近の理事会で審査されることとなります。審査結果については速やかに、本学会事務局から通知します。
5. 会費の納入について
入会が認められた方には、その旨のお知らせと同時に本学会事務局から所定の振込用紙をお送りいたします。入会金および当年度会費の納入によってはじめて正式の会員となります（規約第7条）ので、納入手続きは速やかに行われるようお願いいたします。
なお、2年以上にわたって会費を滞納されると、退会とみなされ、その手続きが取られることとなります。この点についても十分ご留意くださるようお願いいたします。（規約第8条）